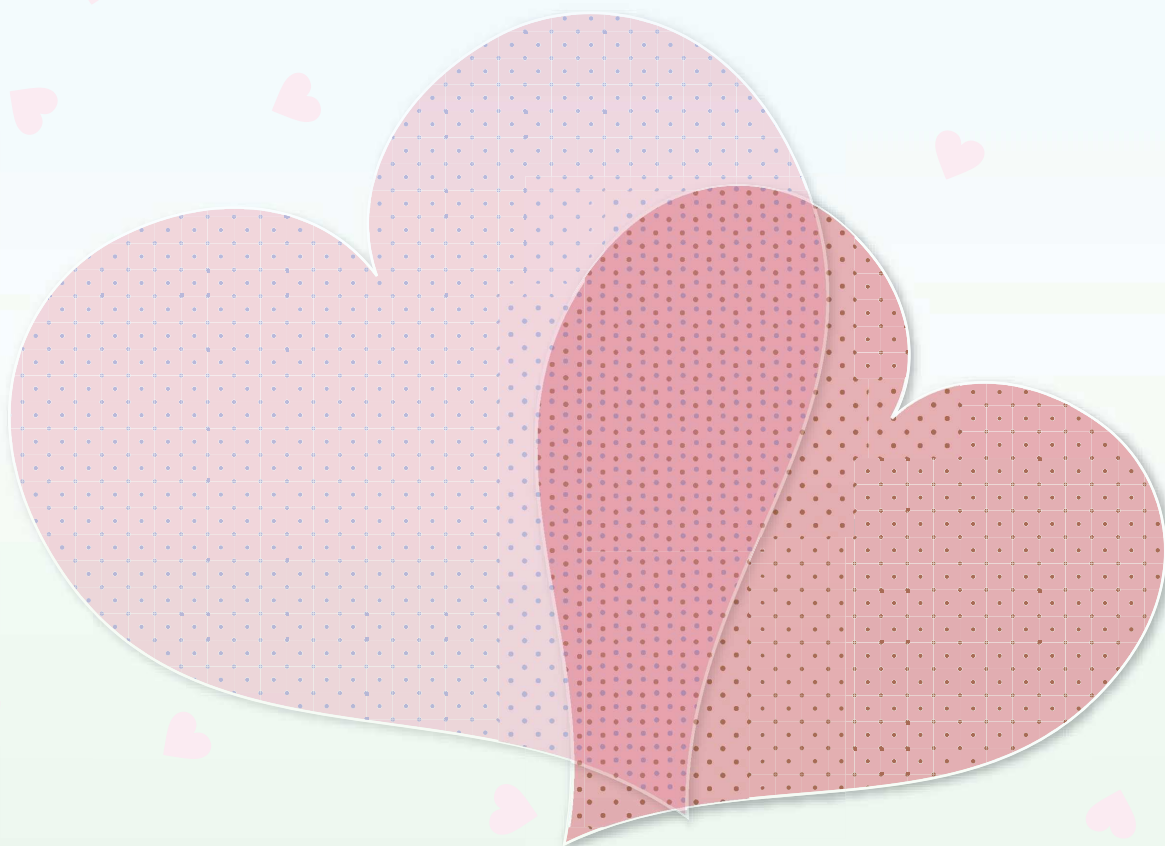


第2次
関市人権教育・啓発に関する
基本計画



平成29年3月
岐阜県関市

1 計画の目的

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、これらの人権課題に対し、本市においてもさまざまな取組を推進してきました。

しかし、社会構造が複雑多様化する中、人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、ヘイトスピーチや、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別など、新たな問題も生じています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「関市人権教育・啓発基本計画」を改訂することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第5条)の規定に基づき策定するものであり、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を関市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

また、関市第4次総合計画、平成30年度からの関市第5次総合計画をはじめ、関連諸計画との整合性を図り、推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度を初年度として、平成38年度までの10年間とします。また、計画期間内でも、国内情勢に応じて弾力的に見直すものとします。

4 計画の基本理念

～人権が尊重され、互いを支え合えるまちをめざして～



人権擁護都市宣言に基づき、関市第4次総合計画の考え方を踏まえ、市民がみんなで手を取りあい、いきいき暮らせるまちの実現に向け、互いに認め合える人権意識の高揚を促進します。また、お互いの人権を尊重し合い、悩みや苦しみを理解し合い、その解決に向け支え合う家族づくり、助け合う地域コミュニティづくりや命の尊さを理解できる人づくりを推進します。

5 基本的な方向

基本理念の実現に向けて、人権施策の基本的な方向をめざして、さまざまな施策を推進します。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が自己実現を図ることのできるまち

すべての人が人としての尊厳が尊重され、個性や能力が発揮でき、安心して生活できるまちづくりに努めます。

共生と交流のまち

性別、年代、考え方等の他者との違いや多様性を認め合い、思いやりの心で互いを支え合える共生と交流のまちづくりに努めます。

人権意識の高揚をめざすまち

すべての市民が、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など人権を広い視野で見ることができるよう、基本的知識や考え方を習得し、人権尊重の理念が日常生活で実践できるよう、人権意識の高揚を図ります。

市民が主体となり、連携して取組む人権尊重のまち

市民が主体となり、自治会、学校、企業、NPO、行政などが連携・協働して、人権尊重のまちづくりに努めます。

6 課題別施策の推進

女性の人権

- ・男女共同参画社会をめざす意識の向上に努めます。
- ・あらゆる分野への男女共同参画を推進します。
- ・女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済に努めます。

施策

- ① 男女共同参画社会をめざす意識の向上
- ② あらゆる分野への男女共同参画の推進
- ③ 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済

子どもの人権

- ・子どもの人権を尊重する意識を広く市民に啓発していきます。
- ・学校における子ども自身の人権教育を充実します。
- ・地域での子どもたちの活動を通じた人権教育を充実します。
- ・児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を推進します。
- ・いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

施策

- ① 子どもの人権を尊重する意識の啓発
- ② 学校等における人権教育の充実
- ③ 地域での子どもたちの活動を通じた人権教育の充実
- ④ 児童虐待の防止及び早期発見、早期対応
- ⑤ いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制の充実

高齢者の人権

- ・高齢者や高齢化への理解を深めるための普及・啓発を充実します。
- ・高齢者が培ってきた能力や経験を活かした就労機会や生きがい活動を充実します。
- ・利用者本位の福祉・介護などの福祉サービスを充実します。
- ・高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

施策

- ① 高齢者や高齢化への理解を深めるための普及・啓発
- ② 高齢者の就労機会や生きがい活動の充実
- ③ 利用者本位の福祉サービスの充実
- ④ 高齢者やその家族に対する権利擁護の充実

障がいのある人の人権

- ・障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を充実します。
- ・障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- ・障がいのある人の雇用、就労支援体制を充実します。
- ・障がいのある人に対する権利擁護を充実します。
- ・障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

施策

- ① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発
- ② 障がいのある人が安心して生活できる環境づくり
- ③ 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実
- ④ 障がいのある人に対する権利擁護
- ⑤ 障がいのある人にやさしいまちづくり

同和問題の解決に向けて

- ・差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- ・えせ同和行為排除のための啓発および相談・支援を推進します。

施策

- ① 人権教育及び啓発活動の推進
- ② えせ同和行為排除のための啓発および相談・支援

外国人の人権

- ・外国人の生活習慣や文化などの理解を促進し、多文化共生社会を推進します。
- ・在住外国人との共生社会づくりを推進します。

施策

- ① 外国人の生活習慣や文化などの理解の促進
- ② 在住外国人との共生社会づくり

インターネットによる人権侵害

- ・インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- ・相談体制と被害者救済対策を充実します。

施策

- ① インターネットの正しい理解と利用の啓発
- ② 相談体制と被害者救済対策の充実

性的指向を理由とする人権問題

- ・同性愛などの性的指向について、正しい理解を促進します。

施策

- ① 性的指向に対する正しい知識の普及・啓発に努め、同性愛者、両性愛者等の人々が暮らしやすいまちづくりの推進
- ② 学校教育や社会教育等で性的指向についての学習の機会の充実

東日本大震災に起因する人権問題

- ・被災者に対する偏見や差別を無くするため、学校や地域でのさまざまな機会を生かし正しい知識・理解を促進します。

- ・被災した児童生徒に対して、個々の状況に応じた適切なケア、支援を行います。

その他の人権

- ・アイヌの人々の人権
- ・感染症患者（H I V感染者・ハンセン病患者等）の人権
- ・刑を終えて出所した人の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・性同一性障がい者の人権

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- ・ホームレスの人権問題
- ・人身取引（トラフィッキング）の被害者等の人権

7 あらゆる場における人権施策の推進

学校における人権教育・啓発の推進

- ・就学前における人権教育を充実します。
- ・学校教育における人権教育を充実します。
- ・人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上のための研修を充実します。

施策

- ① 学校教育における人権教育の推進
- ② 教職員の研修の実施

家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

- ・家庭における教育力を高めるための支援を行います。
- ・地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります。
- ・人権に関する基本的な知識や考え方を普及・啓発します。
- ・人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。
- ・市民の悩みごとに対応する人権相談体制を充実します。

施策

- ① 家庭における教育力を高めるための支援
- ② 地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化
- ③ 人権に関する基本的な知識や考え方の普及・啓発

企業等における人権教育・啓発の推進

- ・企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。
- ・雇用や職場における平等な就労機会と待遇の確保を啓発します。

施策

- ① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動の促進・支援
- ② 雇用や職場における平等な就労機会と待遇の確保
- ③ 市職員に対する人権教育・啓発の充実

8 計画の推進

人権に関わる課題は、多岐にわたり、それぞれの課題が複雑に絡み合い新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化しています。総合的な取組を積極的に展開し、地域における人権尊重の意識の醸成や市民の意欲的な参加の喚起といった基盤づくりにも取組みます。

市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多く、人権意識の向上が特に求められます。人権に関する取組は、人権担当課だけのものではなく、全庁すべてで取組むという意識を全職員に徹底させるため、職員に対して人権研修を実施します。

計画の推進体制については、人権問題に深く係わる関係者（市民）で構成される「関市人権教育・啓発推進協議会」において、計画の実施状況の点検、検討、見直しを定期的に行います。

進捗状況については、毎年定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。また、今後新たに発生する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重し、保障する視点に立って注視し、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。

第2次関市人権教育・啓発に関する基本計画 概要版

平成29年3月

発行：関市

編集：関市福祉部福祉政策課

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-9349

FAX 0575-23-7748

メール fukushi@city.seki.lg.jp